



複雑な交通事故の真相を、独自の緻密な手法で解明してきた交通事故鑑定人、駒沢幹也氏（77）の事件簿からの新シリーズ。第4話は保険金詐欺常習者との闘い。申告された事故と実際の事故との違いは、どのようにして推理され、犯行を防ぐことになったのか。

保険金を狙った男たちを待ちうけていた「穴」

「例の事件だけどね、ようやく最高裁で判決が出されたよ」

今年の二月三日、交通事故鑑定人・駒沢幹也氏から、こんな一報が寄せられた。

事故の発生は一九八七年。九〇年の一審判決、九二年の二審判決、そして九四年の最高裁判決までに、約七年の歳月が流れた。ほとんどの交通事故が示談で解決されている今日、裁判になり、ましてや最高裁にまでもつれ込むというのは、異例中の異例である。

◇
八七年十一月、大分県内のある町で、釣り帰りの男性三人が乗った一台の乗用車が、道路左側の路肩を踏みはずし、一回転して休耕田に転落した。三人は、それぞれ骨折や打撲、捻挫などのけがを負い、「二、三カ月の入院が必要」と診断された。

事故が起こったときこの車を運転していたのはAだったが、所有者はBだったので、Bは自動車保険をかけていた大成火災海上保険に、車両保険金、搭乗者保険金、自損事故保険金など合計二百六十五万円を請求した。

この事故の報告書を受け取った同社の損害調査員、米澤春海氏は、書類の中にBの名を見つけたとき、ハッとしました。Bは、この事故の前年にも単独事故を起こし、「助手席に乗っていた妻

に後遺症が残るけがをさせた」として、同社に傷害保険金を請求していた。それだけではない。さらにその一年前には、Bの妻が経営するスナックが全焼し、他の火災保険会社から二百五十万円を受け取っていた。七八年と八一年にも、それぞれ「入院百二十日を要する」単独の交通事故を起していたからである。

そしてB夫婦はそのつど、さまざまな会社と何口も契約している生命保険や傷害保険、所得補償保険から、一日につき十万円前後の給付金を受け取っていたのだった。

さらにさかのぼって調べるとB夫婦は、七四年に偽装事故で五千万円をだまし取った保険金詐欺グループの一員として逮捕され、ともに実刑判決を言い渡されていたこともわかった。

「B夫婦をとりまく保険事故の発生頻度は、一般的に見て尋常ではありませんでした。それで、今回の事故についても、ほんとうにBらの申告どおりのかどうか、この目で確かめてみようと思ったのです」

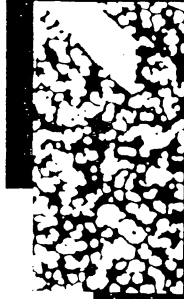
◇
米澤氏はさっそく、カメラを片手に事故現場へと向かった。現場に証拠が残っていることを祈りながら。

現場は、センターラインのない幅四の舗装道路。進行方向に向かって緩

ジャーナリスト やなせはろみか
柳原三佳

続 交通事故ホームズの 事件簿4

短期連載



を次のように話していた。
「ふだん通り慣れない近道を選んだので道を確認しようと、遠くに見える国道を気にしながら走っていた。スピードは三〇〜三五キロだった。幸い見慣れた看板を見つげることができ、ホッとしたそのとき、助手席のBが『何しよるんか?』と叫んだ。はっとしたとたん、今度はガガッと音がして、車は路肩から飛び出すように左前へ突っ込んでひっくり返った。ブレーキは踏んだが、利かなかったと思う」

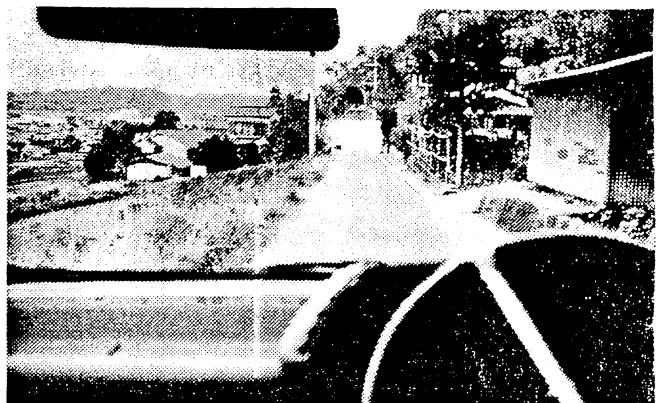
現場に残った痕跡が 重大なことを教えた

助手席で叫んだBは、早朝から出かけた釣りの疲れで、転落直前まで居眠りをしていたという。

そして後部座席に乗っていたCは、「ほんやりと左横の窓から景色を眺めていた。速度は三五キロくらいだった。突然、車体が左にぐらっと傾き、一回転して落ちた」と語っていた。

「なるほど、時速三〇〜三五キロで飛び出した、か……」

米澤氏はもう一度、現場に残された車の痕跡に目をやった。彼は、ある重大なことに気づいていたのだ。



現場の道路。車は左手の斜面下に落ちた

米澤氏は急いで社に戻り、交通事故鑑定人・駒沢幹也氏に連絡を取った。「とにかく、すぐに来てほしいと言われてね、東京から大分まで飛行機ですとんでったよ。幸運だったのは、私が着いた日まで、現場の保存状態が極めてよかったということだ」

現場に到着した駒沢氏は、そこに残された車の痕跡を、ひとつひとつチェックし始めた。

- ① 転落を開始したと思われるブロック上部のタイヤのこすり目
- ② ガラスの散乱箇所
- ③ 事故車の塗料が残る斜面の石
- ④ 自動車用の六角ボルトが鮮明に刻印されていた空き缶(つぶれて土にめりこんでいた)
- ⑤ なぎ倒された枯れ草

い下り坂になっている。道路の左下には休耕田が広がり、田と道路の間の斜面には草が生い茂っていた。そしてその斜面には、一部、約五層にわたってブロックが積まれていた。

事故から一週間が経過していたが、幸い、転落した場所が休耕田だったため、足を踏み入れた者もなく、車の跡がくつきりと残っていた。

まず目についたのは、田んぼにあいた四つの大きな穴。それはあきらかに

車輪の跡で、よく見ると事故車のホイールが、クリップボルトの一本一本にいたるまで鮮明に印されていた。

斜面の枯れ草も、転落した車になぎ倒されたままである。また、ブロック部の上面にもタイヤのこすり跡がはっきり残っていた。これだけの材料があれば、車の転落したルートを再現することも可能だ。

米澤氏は現場で、Bら三人の証言に基づいて作成された現場見取り図を広げてみた。

運んでいたAは、事故時のようす

◎休耕田のタイヤ跡

……

駒沢氏は現場に向かう途中で、「棒と紙テープが欲しい」と言った。米澤氏が、通りがかりの雑貨屋で買ってきた棒と紙テープを渡すと、駒沢氏は現場に残された車の痕跡を拾い出しては棒を立て、それらを紙テープでつなぎ始めた。

現場の写真をみると、事故車の転落ルートと停止位置とが、白い紙テープではっきりと示されている。

「こうすれば、車がどんな落ち方をしたか、裁判官にもよくわかるだろう。米澤氏が考えたとおり、この転落事故は、通常の走行中の偶発的な事故ではありえないものだったんだ」

駒沢氏は私に、そう断言した。

◇

車の転落ルートを示した白い紙テープは、道路から休耕田へ、ほぼ直角の線を描いていた。

「三人の証言に基づいて描かれた車の転落ルート(71頁図1参照)は、まっ

たくのでたらめだ。実際には、路肩を踏みはずした状態で、動いたり止まったりを小刻みに繰り返しながら、そのまま十メートルほど進み、その後、真横に、つまり左側に、ゴロゴロと回転しながら休耕田に落ちたんだ(図2)。

転落する直前、この車は停止に近い状態にあったということだ」
「でも、彼らは確か、時速三三五キロくらいで走っていて転落したと……」
「ははは、こんでもないね。そんなスピードでブレーキもかけずに飛び出してごらん、車は放物線を描いて少なくとも四〜五メートルジャンプするよ。そして着地時には、車首の部分から地面に突き刺さる。そうでなければ、さらに数メートル進んで止まることになる。現場検証をした人たちにも、そのくらいのことには気づいてほしかったがね……」

「計算された事故」が予想外の展開をした

駒沢氏の鑑定書は、「本当の転落ルート」(図1参照)と、その根拠を何ページにもわたって解説している。

「そうそう、もっとわかりやすい証拠があるよ」

駒沢氏はそう言うと、鑑定書の付属写真集を取り出し、一枚の写真を指さした。

「これは車が着地したときに休耕田についたタイヤの跡だ。ごらん、ホイールのクリップボルトがはっきり刻印されているだろう。もし三五キロという速度で飛び出したのなら、着地時もタイ

転落の跡をたどった白いテープは、道路から休耕田にほぼ直角の線を描いた。そして、田んぼにはホイールの跡がくっきりと残っていた

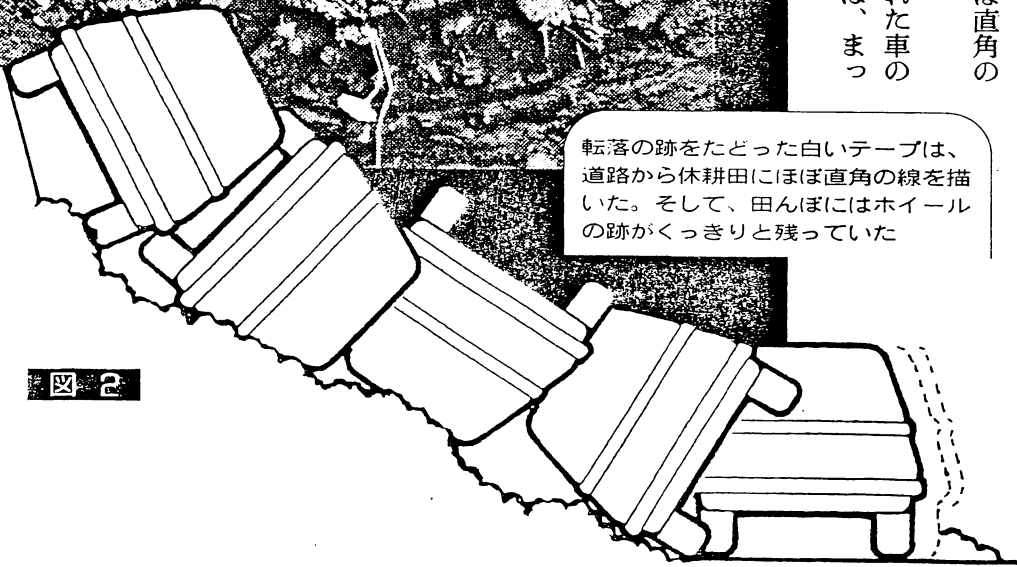


図2

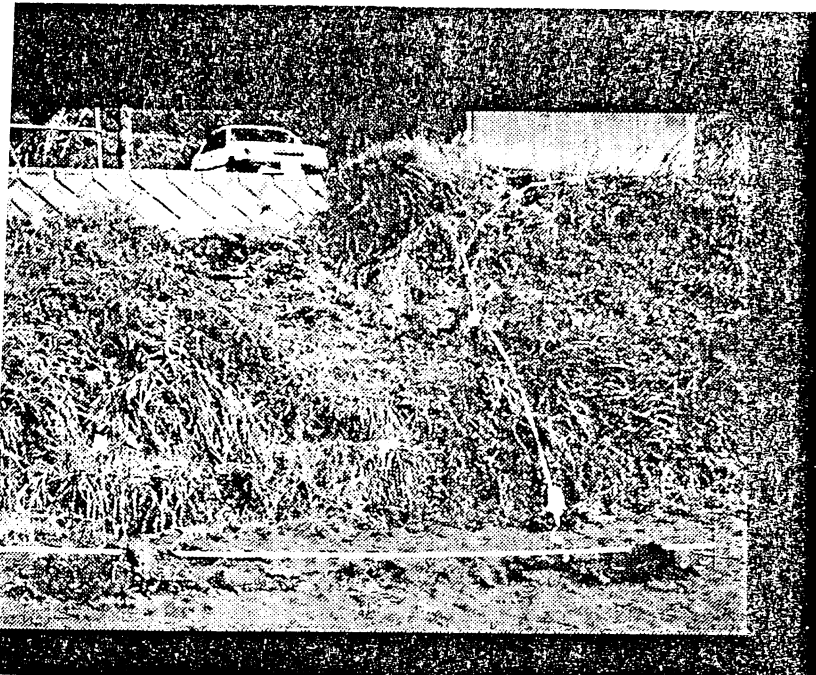
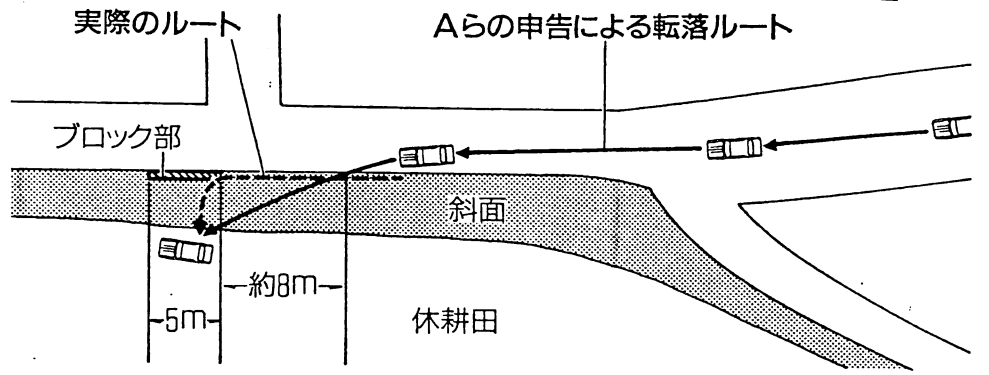


図1



もガタガタと上下に揺れ続けているなんて考えられるかい。そんな状態で三人とも異常に気づかないなんていうことが、どうしたらできるのかね」



結局、この事件は裁判にもつれ込んだ。一審判決は「故意に事故を発生させたことを認めうる証拠はない」として、保険会社に保険金の支払いを命じたが、二審は駒沢鑑定を採用、「三人は保険金を目当てに、共謀して故意に事故を発生させた」として、保険会社を免責にした。Bらはこの判決を不服として上告したが、最高裁も「上告理由は事実の認定を非難するものに過ぎない」としてこれを棄却、二審の判決を裁判官全員一致で支持した。

結局、Bら三人は、それまでの訴訟費用を負担させられただけでなく、自動車保険以外に数多くかけていた保険の保険金も受け取ることができないことになった。

Bはこの事故で実際に肩を骨折し、Cは前歯を二本も折っていた。私は、それが不思議でならなかった。

「骨折り損のくたびれもうけ」とはまさに彼らのことですよ。でも、あんな痛い思いをしてまで、保険金が欲しかったのでしょうか」

私が聞くと、駒沢氏は笑った。「いや、実はね、彼らにとってもこの

事故は予想外の展開だったんだよ」「予想外？」

「そう。彼らは斜面を斜めに下りて休耕田に軟着陸する予定だった。そして、これまでやってきた事故と同じく、他人にはわからない『むち打ち症』か何かでこねるつもりだったんだろ。ところが、いざ路肩へ車を逸脱させてみると、想像以上の傾斜角がある。運転していたAは急におっかなくなつたんだろう、思わずいったん車を止めてしまった。そしてためらいながら低速ギアで前進と停止とを繰り返したために、車の後部が斜面下方の田んぼへ横滑りしはじめたんだ」

最高裁判決を追って ついに刑事事件に…

駒沢氏は再び鑑定書を開いた。そこにはトルク（回転力）と、タイヤと地表との間に働く摩擦力との関係が詳しく記されていた。

「この車は後輪駆動だった。アクセルを踏むと、その瞬間に後輪は地面を後ろに蹴り、その『蹴り』に相当する摩擦力のぶんだけ後輪は横方向への摩擦力を失う、簡単に言うると、横滑りしやすい状態になるんだ。現場の斜面は約三〇度の傾斜だった。アクセルを踏めば、当然、後輪だけが斜面に沿って下

のほうにずれを生じてしまう。つまり、ためらいのアクセル操作が後輪の思わぬ横滑りを引き起こし、予定外の一回転着地を引き起こしてしまったというわけだ」

現場には、そのときの後輪の軌跡もすっかり刻まれていたという。

米澤氏が語る。

「事故現場は、車が悲鳴を上げたキャンバスです。たとえ巧妙な手口で事故を作り上げたとしても、そこに人為的な要素が少しでも加われば、必ず自然な部分が顔を出すものだということを、今回の事故を通じて、あらためて教えられました」



しかし、この事件はまだ終わったわけではない。米澤氏は最高裁判決が出されたあと、大分県警本部あてに「告発状」を提出した。その中には、ことなくだりがあった。

「もし、このような保険金詐欺事件が他愛のない一件として葬り去られるならば、今後も『バレも』的な軽い意識で同じような犯行が繰り返されるでしょう。『たとえバレても、刑事的におとがめなし』では、正常な社会とは言えないのではないのでしょうか」

大分県警は時効が目前に迫ったこの事件を、先日、大分地検に書類送検した。

「ヤは回転しているから、こんなにはつきりとしたかたちは残らない」「ということは、Bらの証言は嘘だったということですか？」「そういうことだ。仮に百歩譲って、速度に関する彼らの記憶があまりに不整地に片輪を乗り入れて、転落の危険が差し迫っているというのに、十